



平成28年3月30日

常陸大宮市長 三次 真一郎 様

常陸大宮市史編さん審議会  
会長 野上 公雄

## 答 申 書

平成27年11月2日付常大歴第10号により諮問のあった「常陸大宮市史編さんの基本方針について」に関し、本審議会は4回にわたって審議会を開催し、常陸大宮市史編さん基本計画策定検討委員会が作成した「常陸大宮市史編さん基本方針（案）」をもとに、委員がそれぞれの専門的見地から積極的に意見を出し合い、慎重に協議を重ねました。その結果、「常陸大宮市史編さん基本方針について」を別添のとおりまとめましたので、常陸大宮市史編さん審議会条例第2条に基づき、ここに答申いたします。

郷育立市を掲げる常陸大宮市が、平成の大合併で誕生した県内の新しい自治体のさきがけとなって、本格的な市史の編さんに取り組むことは、大きな意義のある英断と考えます。本審議会では、この市の姿勢に共感し、刊行物としての市史に期待される役割はもちろんのこと、編さん過程をいかに有効かつ価値あるものにできるかについても重視し、方針に盛り込んでおります。

市民の多大なる理解と協力及び時間と経費を要する本事業を、市政に有意義なものとして着実に推進されるよう要望いたします。



# 常陸大宮市史編さん基本方針について

【 答 申 】

平成28年3月

常陸大宮市史編さん審議会

# I 常陸大宮市史編さん基本方針

## 1 趣 旨

常陸大宮市は、「常陸大宮市史編さん基本方針」を定め、市域の歴史・文化・自然環境等を総合的に調査・研究し、編さん・刊行する「市史編さん事業」を実施します。

本事業は、市内全地域を様々な角度から再発見・再評価しようとする事業であり、その刊行物は、市民のふるさとへの愛着と誇りを育み、内外の交流をもたらして一層の市の一体化を推進する、新しい「まちづくり」に資する地域資源の基礎資料であるとともに、未来の市民への歴史的資産となることを目指します。

## 2 編さん方針

### 〈調査・執筆の対象〉

- (1) 常陸大宮市全域を対象地域とし、対象分野は歴史・考古・民俗・自然とします。
- (2) 対象とする歴史の下限を、おおむね市制施行10周年にあたる平成26年度とします。

### 〈刊行物等及び刊行計画〉

- (3) 本編として通史編，資料編，別編を刊行します。
- (4) 資料編と別編は，時代・分野ごとに調査・研究が終了したものから順次，通史編に先行して刊行していきます。
- (5) 図版を中心とした普及版の刊行を行います。これは，市民への市史入門編とするとともに，学校教育や生涯学習のほか，多様な利活用に資するためのものです。また，インターネットの活用など，新しい方法での利活用にもつなげます。
- (6) 必要に応じ，調査報告書の刊行と映像記録の作成を行います。

### 〈執筆・編集、刊行物の体裁等〉

- (7) 人権に配慮するとともに，平易な叙述を心がけ，地名・人名・専門用語にはできるだけルビを振り，図版等を多く採り入れて，市民が理解しやすく親しみやすいものとします。

- (8) 資料編は、詳細かつ網羅的なものとし、研究の利用にも資するよう充実させます。
- (9) 通史編は、国内外の歴史全体の流れの中で常陸大宮市の歴史・事象を捉え、市内各地域の特色に配慮しつつ記述します。
- (10) 魅力的な装丁や、求めやすい価格とします。

#### 〈関連活動〉

- (11) 市史編さん事業や他事業との連携で、現地見学会や講演会等を開催して広く市民の理解を求め、調査協力などによる編さん事業への参加を積極的に呼びかけます。
- (12) 『常陸大宮市史研究（仮称）』の発行、市報・HPへの掲載を行い、市史編さん事業の経過及び成果について、様々な情報発信に努めます。

#### 〈資料収集・保存〉

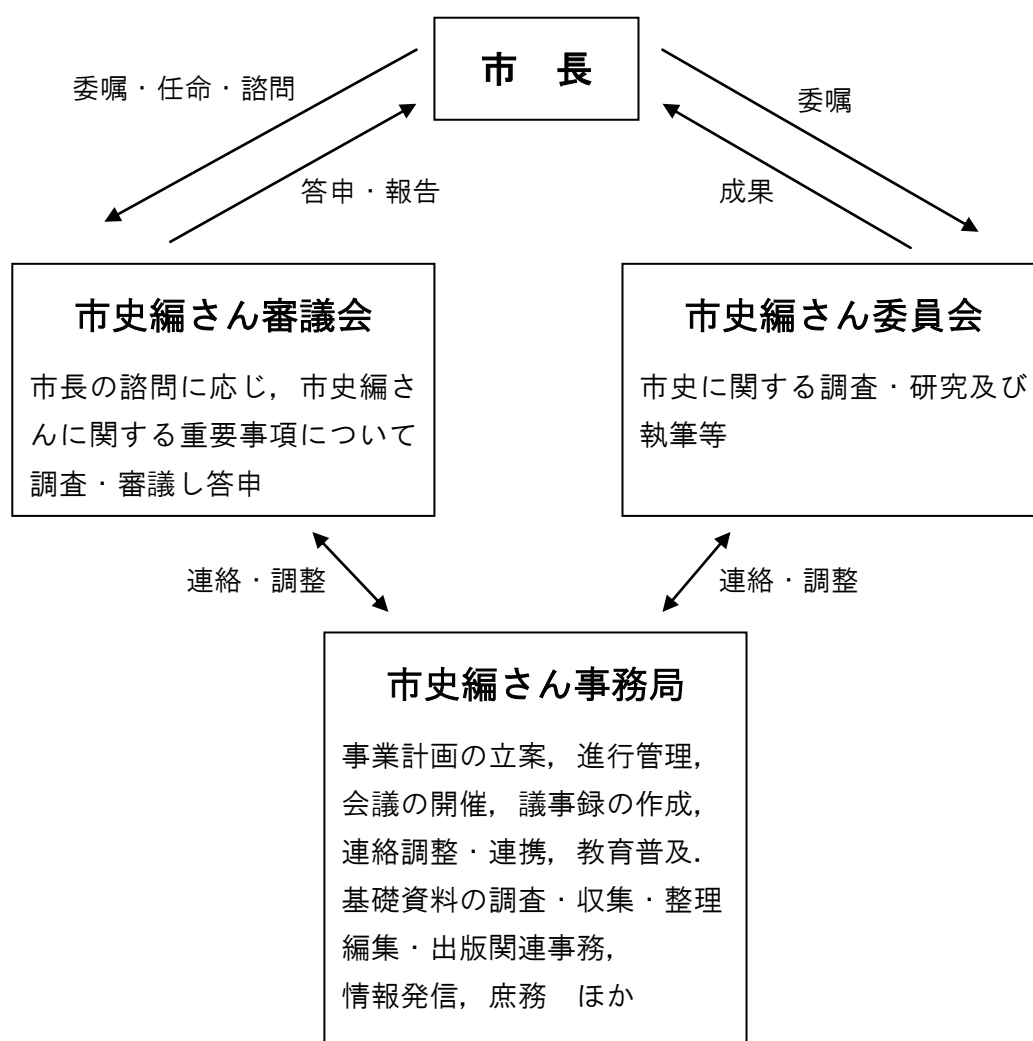
- (13) 借用・寄託等によって収集した資料の、適切な事務処理及び管理を徹底します。
- (14) 編さん過程で寄贈等により収集された資料は、文書館や歴史民俗資料館等で保存・管理、活用して将来に伝え残すとともに、市民や研究する者の利用に役立てます。

### 3 市史編さんの体制

市史編さんの事業を円滑・効率的に推進するために、常陸大宮市史編さん審議会（以下 審議会）と常陸大宮市史編さん委員会（以下 委員会）を置き、教育委員会に市史編さん事務局を設けます。審議会は、市史編さんに関する基本方針等を定めるための諮問機関であり、委員会は市史に関する調査・執筆・編集などの具体的な実務に当たります。

- (1) 審議会は、「常陸大宮市史編さん審議会条例」によって、学識経験者・一般市民及び市の職員の代表者で構成し、市長の諮問等に応じて会議を開催し答申等を行います。
- (2) 委員会は、「常陸大宮市史編さん委員会設置要綱」によって専門知識を有する監修者と専門委員で構成し、専門部会を置いて、「常陸大宮市史編さん基本方針」を受け、年次計画に従って、調査・研究・執筆等を行います。

- (3) 本事業の事務局を教育委員会に設け、事業計画の立案・進行管理、審議会及び委員会等の開催及び議事録の作成、委員らとの連絡調整、他機関との連絡調整、関係団体との連携、刊行物の印刷校正及び出版、関係部署と連携しての古文書・行政資料・文化財等の所在・確認調査と資料収集並びに整理を行い、その他情報発信や教育普及、庶務・経理的な事務を所掌します。



#### 4 刊行物の構成

『常陸大宮市史』の構成は、次項（案）のとおり、本編である資料編・通史編・別編と、普及版及び各種調査報告書等とします。ただし、資・史料の収集状況等によって、それぞれの予定巻数を増減できるものとします。

## 【常陸大宮市史の構成（案）】

	刊行物等の名称	担当部会	備 考
1	資料編 1 考古	考古	
2	資料編 2 古代・中世	古代・中世	
3	資料編 3・4 近世	近世	
4	資料編 5・6 近・現代	近・現代	
5	通史編 1・2	考古～近・現代	
6	別編 1 民俗	民俗	
7	別編 2 自然	自然	地形・地質、動・植物で分冊
8	普及版	全部会	
9	各種調査報告書	全部会	必要に応じて刊行
10	記録映像	全部会	必要に応じて作成
11	常陸大宮市史研究（仮称）	全部会	冊子 ※定期的に刊行

## 5 刊行物の体裁・発行部数

資料編・通史編・別編／B 5判，各巻 300～1,000 頁

普及版／判型・体裁については，内容に応じて検討

報告書／A 4判，300～500 頁

発行部数／具体的な部数は，発行段階で市史編さん委員会において協議し，関係部署と調整して決定します。

※ただし，上記体裁は基本。各巻の分野，図版頁の割合，利用目的等により，判型の変更を認めます。

## 6 事業スケジュール

平成 28 年度より市史編さん委員会による調査・研究に着手し，平成 33 年度から別編及び資料編の刊行を開始します。通史編については，関連する資料編等の刊行終了後に刊行します。

## Ⅱ 総 括

これまでの自治体史の編さん事業は、ややもすれば刊行される成果物の「未来への記録遺産」という面が重視され、事業の過程は市民から遠いものでした。しかし、「郷育立市」を市政の柱として掲げ、地域の創生に取り組もうとしている常陸大宮市にとって、この市史編さん事業の開始は、まさに時宜を得たものであり、この事業過程を、いかに有意義に進めることができるかが重要であると考えます。他の部署や事業と連携し、全ての市域・世代の市民を巻き込んだ事業展開をすることで、本事業の意義がより高まり、具体的な郷育立市の実現に大いに資するものと期待しています。

市の履歴書であり、有形・無形の財産目録となる「市史」は、これからの市の進むべき道を見定める上でも重要な基礎資料となります。市史編さんに関するこまやかな情報発信を通じて市民参加を促し、編さん過程を共有することで、資・史料の収集活動や成果物の利活用も活発となることと思われまます。

市史編さんは、市を挙げて取り組む大きな事業です。その実現には十分な時間と経費が必要であることはもちろん、職務に適した人材の確保と体制作りが不可欠です。これらを踏まえ、社会情勢の変化や事業の進展、また市民の要望に応じ、柔軟な対応や手立てを講じて事業を進められることを望みます。